

平成27年 第2回

可茂衛生施設利用組合議会

定例会会議録

平成27年12月24日

◇議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 選挙第2号 議長選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 選挙第3号 副議長選挙
日程第7 認定第1号 平成26年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第4号 平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第9 議案第5号 可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について
日程第10 議案第6号 可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第7号 指定管理者の指定について

◇議員定数 20名

◇出席議員（20名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海老和允君	2番	山田栄君
3番	高木伸二君	4番	川合敏己君
5番	南山宗之君	6番	永松英三君
7番	板津徳次君	8番	佐曾利敏君
9番	佐藤光宏君	10番	桜井真茂君
11番	井戸敬二君	12番	林茂樹君
13番	赤塚新吾君	14番	林俊宏君
15番	横家敏昭君	16番	嶋田有康君
17番	今井俊郎君	18番	服田順次君
19番	渡邊公夫君	20番	大沢まり子君

◇欠席議員（なし）

◇説明のため出席した者

管理者 富田成輝君 副管理者 藤井浩人君

事務局長 山本 和美 君
総務課長 伊左次 正義 君
会計管理者 安藤 千秋 君

業務課長 栗畑 和重 君
経営管理課長 若井 学 君

◇職務のため出席した事務局職員

財務係長 後藤 益宏
財務係 大久保 憲

総務係長 可児 浩之
書記 金子 法雄

【開会宣言】 午後 3 時 5 分

○事務局長（山本 和美 君）

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。私は、可茂衛生施設利用組合の事務局長を勤めさせていただいております山本と申します。前議長の加藤保郎さんが御嵩町議会の議長職を退任され、また、前副議長の片桐 美良さんも美濃加茂市議会の議長職を退任されたことによりまして、本議会の議長、副議長が共に空席となっております。

つきましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長の議員が、臨時に議長の職務を行うこととなります。従いまして、16 番「嶋田 有康」白川町議長に臨時議長の職務をお願いしたいと存じます。

それでは、「嶋田 有康」さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（嶋田 有康 君）

ただ今臨時議長を仰せつかりました、白川町議長の嶋田でございます。

ただ今より、平成 27 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開会いたします。ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕

○臨時議長（嶋田 有康 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、平成 27 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開催するにあたりまして、

一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、平素から当組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

懸案となっております新火葬場の建設につきましては、7月に公募型プロポーザルにより、新火葬場建設事業者募集要項等作成業務委託事業者を決定し、現在実施方針及び要求水準書の案を作成中でございます。また、本議会でも条例案を上程しておりますが、今後は新火葬場整備運営事業者選定委員会を立ち上げまして、来年度の事業者の選定に向けた準備を進めて参りたいと思います。

さて、本日ご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします案件は「平成26年度決算認定」、「平成27年度補正予算」、「新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定」、「非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」、「指定管理者の指定」の計5件でございます。

詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○臨時議長（嶋田 有康 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（嶋田 有康 君）

日程第1「仮議席の指定」を行います。議事進行上、新たに議員となられました方の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今ご着席の議席を指定いたします。

【議長選挙】

○臨時議長（嶋田 有康 君）

次に、日程第2 選挙第2号「議長選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○臨時議長（嶋田 有康 君）

ご異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○臨時議長（嶋田 有康 君）

ご異議ないものと認めます。よって臨時議長において指名することに決しました。それでは、本組合議会の議長に、20番「大沢 まり子 君」を指名いたします。お諮りいたします。ただ今指名いたしました「大沢 まり子 君」を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○臨時議長（嶋田 有康 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「大沢 まり子 君」を本組合議会議長の当選人と決しました。

ただ今、議長に当選されました「大沢 まり子 君」が議場にお見えになりますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されましたことを告知いたします。それでは、新議長と交替させていただきます。

（議長交替）

○議長（大沢 まり子 君）

ただ今、議長という大役を拝しました御嵩町議会の大沢 まり子でございます。

議員の皆様方のご支援とご協力を賜りまして、この重責を全うさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議席の指定】

○議長（大沢 まり子 君）

それでは、お手元の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。座らせていただきます。

日程第3「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から指定いたしたいと存じます。

2番「山田 栄 君」、4番「川合 敏己 君」、10番「桜井 真茂 君」、14番「林俊宏 君」、16番「嶋田 有康 君」、私、大沢は20番といたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、9番「佐藤 光宏 君」、10番「桜井 真茂 君」のご兩名を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第5「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【副議長選挙】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第6 選挙第3号「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、本組合議会の副議長に、2番「山田 栄 君」を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「山田 栄 君」を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「山田 栄 君」を本組合議会副議長の当選人

と決定いたしました。

ただ今、副議長に当選されました「山田 栄 君」が議場にお見えになりますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、山田副議長より就任の挨拶があります。

○副議長（山田 栄 君）

ただ今、可茂衛生施設利用組合議会の副議長の要職を仰せつかりました美濃加茂市議会の山田でございます。当議会のスムーズなる運営に努め、議長を助けて参りますので、皆様方の格別なるご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【認定第1号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第7 認定第1号「平成26年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

まず議案書1ページをお願いします。「平成26年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算について、歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。」ということをごさいまして、別冊の資料1にて説明を申し上げます。

資料1 一般会計歳入歳出決算書をお願いします。2枚めくっていただいて、1ページ、2ページをお開き下さい。歳入は、款1. 分担金及び負担金から款7. 諸収入までの構成

となっております。一番下、歳入合計は、予算現額 3,473,616,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 3,503,950,240 円です。不納欠損額、収入未済額はありません。次のページ 3,4 ページをお願いします。歳出でございますが、款 1. 議会費から款 5. 予備費までの構成となっております。一番下、歳出合計は、予算現額 3,473,616,000 円に対しまして、支出済額 3,374,810,207 円、不用額は 98,805,793 円でございます。支出済額の予算現額に対する執行率は 97.2% ございました。歳入歳出の明細につきましては、後ほど実績報告書で説明させていただきますが、ページ飛びまして 17 ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。3 歳入歳出差引額 129,140,033 円となりました。4. 翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円ですので実質収支額も同額となります。また、2 枚めくっていただきまして、18 ページをお開き下さい。組合の財産に関する調書でございます。1. 土地及び建物ですが、ささゆりクリーンパーク、緑ヶ丘クリーンセンター、可茂聖苑とも当該年度中の増減額は 0 でした。次のページをお開き下さい。2. 物品です。一番下のアームロール車用の資源搬出用コンテナ 1 台につきまして処分して新たに更新いたしました。ここも差引 0 ということになっています。その他についての増減はございません。3. 出資による権利は、(株)可茂環境センター出資金としまして 3,000,000 円が現在額でございます。4. 基金、財政調整基金ですが、27 年 3 月 31 日現在 397,161,925 円ございました。

次に決算実績報告書をお願い致します。資料 2 でございます。9 ページをお開き下さい。これより明細になります。まず歳入です。款 1. 分担金及び負担金の決算額は 2,836,585,000 円でした。内訳及び運営費毎の按分率は、各市町村別、各運営費別で表に記載してあるとおりで、当組合の分担金徴収要綱に基づき負担をお願いしているところです。分担金は、歳入総額の 80.95% を占めております。次のページをお開き下さい。款 2. 使用料及び手数料です。決算額は 188,097,745 円で、こちらはし尿処理施設使用料、事業系の可燃及び不燃ごみに対する施設使用料、斎場の火葬炉使用料等でございます。なお、前年度よりも搬入量はいずれも減少しておりますが、消費税率増が影響して増収となっております。次のページ款 3. 国庫支出金です。決算額は 170,493,000 円でした。これは、循環型社会形成推進交付金で、最終処分場施設整備事業分として 102,824,000 円、可燃ごみの長寿命化整備事業分として 67,669,000 円を収入致してお

ります。その下、款 4. 財産収入、決算額は、621,079 円でした。これは、土地貸付収入や基金の利子です。次のページをお開き下さい。款 5. 繰入金、目 1. 財政調整基金繰入金、決算額は、90,345,000 円でした。こちらは第 2 期最終処分場整備事業費に充当いたしました。その下、款 6. 繰越金、決算額は、119,149,711 円でした。25 年度の繰越金でございます。その下、款 7. 諸収入、目 1. 預金利子、決算額は、361,258 円でした。これは、組合の一般会計の預金利子でございます。次のページ、目 1. 雑入です。決算額は、98,297,447 円でした。主な収入は、事業系の可燃ごみ袋代金 41,657,430 円、1 つ飛びまして鉄類の売却代金 13,825,548 円、3 つ飛びましてメタル売却代金 33,378,641 円等でございます。一番下でございますが、歳入合計 3,503,950,240 円が決算額でございます。次のページ、14 ページをお開き下さい。ここから歳出でございます。款 1. 議会費、決算額は、81,652 円で、議員報酬や会場使用料です。ページ真中です。款 2. 総務費、目 1. 一般管理費、決算額は 240,146,764 円です。主な支出は、人件費 19 名分、そして右のページの中段にあります委託料 14,209,473 円で、こちらは、ささゆりクリーンパークの維持管理に対するものが主でございます。次のページ、16 ページをお開き下さい。積立金ですが、財政調整基金の積立を利子と合わせまして 67,897,795 円行いました。次に項 2 監査委員費、決算額は 42,252 円で、委員報酬などがございます。その下、款 3. 衛生費です。目 1. し尿処理費、決算額は 393,249,128 円でした。主な支出ですが、人件費 3 名分、右ページをお願いいたします。需用費で、合計 52,691,267 円でした。主なものが光熱水費でございます。次に中段の委託料が 223,085,903 円です。その内、緑ヶ丘クリーンセンターの包括的管理業務が 214,124,807 円で、平成 26 年度から 30 年度の複数年契約の最初の年でした。重油調達等を新たに委託料に含めたことにより 25 年度より契約額が増えております。一番下段、工事請負費は、合計 88,460,640 円です。これは、設備の維持管理に係る整備補修費でございます。主なものはプラント設備整備工事で 79,380,000 円を支出しております。これは、年次の更新計画により実施しているものでございます。次のページ、18 ページをお願いいたします。目 2. 可燃物処理費、決算額は、1,849,595,847 円でございます。主な支出は、人件費が 8 名分。需用費が合計 290,050,209 円でした。その内、消耗品費が 45,187,057 円ですが、これは灰溶融炉に必要な電極棒の購入が主なものです。光熱水費が 104,920,351 円は、9 割強

が電気料金でございます。ささゆりクリンパークでは蒸気タービン発電機で発電を行っておりまして、26年度は長寿命化工事による機器の高効率化及び省エネ効果によりまして、発電量が1.7%アップしたことで、総電気使用量の約83.4%が賄われております。それを超える分の電気料金ということでございます。その二つ下、医薬材料費は、99,639,391円です。こちらの方は主に排ガスを適正に処理するための薬剤等の代金でございます。委託料は、合計982,788,661円でした。灰溶融設備保守点検業務281,471,760円、焼却設備保守点検業務269,744,040円です。この保守点検業務につきましては、点検以外にも部品等の摩耗劣化品の交換整備費も含まれております。右のページ中段あたりですが、可燃処理施設運転管理業務が302,400,000円です。その他委託料につきましてはご覧のとおりです。次のページ、20ページをお開き下さい。工事請負費、合計498,933,720円を施設の維持管理に必要な分ということで支出しております。灰溶融設備整備工事112,491,720円は、主要部品であるプラズマシステムを更新させていただきました。これは長寿命化工事の交付対象外のものを年次計画により実施しているものでございます。可燃ごみ処理施設の長寿命化工事は、平成24年度から28年度までの5カ年の継続事業ですが、26年度は、386,442,000円を支出しております。中段になりますが、目3.不燃物処理費です。決算額は、224,350,439円でした。主な支出は、人件費が2名分。下の方、委託料が合計111,392,917円です。主なものとしまして、1番下の、不燃物処理施設運転管理業務108,531,295円を支出しています。右ページをお願いします。工事請負費合計80,924,400円を設備の維持管理に必要な工事費ということで支出しています。不燃物処理施設設備整備工事72,770,400円は、年次更新計画により毎年度、金額の多寡はありますが実施しているものです。経年劣化に伴い建屋関係の補修工事もいくつか出てきております。次は、目4.公園管理費、決算額は、15,130,669円です。主な支出は、下の方、委託料が合計12,557,700円で、樹木管理業務等でございます。次ページ、22ページをお願いいたします。目5.研修館管理費、決算額は、55,976,600円でした。委託料48,125,000円は、わくわく体験館の指定管理料です。また、工事請負費7,851,600円は、26年度から5年間の設備改修計画に基づきまして、経年劣化による建築設備の整備を行ったものでございます。次に、目6最終処分場埋立施設第2期整備事業費でございます。決算額は、301,073,760円でした。委託料として

工事に伴う施工監理業務に 11,880,000 円、工事費として 289,193,760 円を支出いたしました。この事業は当年度で完了となりました。右ページをお願いいたします。項 2. 斎場費です。決算額は 81,163,548 円です。主な支出は、人件費 2 名分。需用費が 14,334,574 円で、そのうち燃料費につきましては灯油を使っておりまして 8,579,130 円となっています。1 つ飛んで、委託料は合計 39,919,522 円ですが、まず一番上、民間活力導入可能性調査業務 2,160,000 円を支出しております。新火葬場建設に向けまして、PFI 等の事業手法の調査を行い、結果として、PFI 方式が最も適していることが確認されております。ページ一番下の火葬等業務委託 28,382,400 円は、火葬炉の運転等を従来から委託に出しているもので、平成 25 年度から 27 年度までの複数年契約をしています。1 枚めくっていただきまして中程です。工事請負費は合計 8,316,000 円を支払っております。毎年次の更新計画による火葬炉の整備工事です。右のページ、款 4. 公債費でございます。決算額 213,999,548 円です。これは、緑ヶ丘クリーンセンターの償還分でございます。なお、ささゆりクリーンパークの償還については、25 年度をもちまして終了しております。一番下でございますが、歳出合計決算額 3,374,810,207 円でございます。次ページ以降につきましては、ごみの搬入量等の実績を参考までに添付したものですので、説明は省略させていただきます。

次に資料 3 をご覧下さい。歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でございます。1 枚めくっていただきまして、1 ページをお開き下さい。審査につきましては、平成 27 年 8 月 18 日に代表監査委員 御嵩町の永瀬 俊一さん、そして監査委員 井戸七宗町長さんに審査をしていただきました。4. 審査結果でございますように、一般会計歳入歳出決算書及び証拠書類は正確であると認められております。また、基金につきましても適正に運用されていると認められたという審査結果でございます。次ページ以降の説明についても先程の実績報告と重複しますので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。

これより、認定第1号「平成26年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第1号「平成26年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【議案第4号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第8 議案第4号「平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書の2ページをご覧ください。議案第4号 平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第1号)について、別冊のとおり定めるということで、内容につきましては、別冊資料番号4平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算書をお願いいたします。資料4を1枚めくっていただきまして、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,140,000万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,223,720,000万円とするものでございます。また、第2条で、当初予算で設定いたしました債務負担行為の追加補正をお願いするものでございます。2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。繰越金125,140,000円の増額は、前年度決算の確定に伴いまして、当初予算額の差額を補正するものでございます。次に、歳出でございます。総務費の総務管理費125,140,000の増額は、財政調整基金積立金125,140,000万円でございます。3ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。2件追加をお願いいたします。まず、1つ目は、この後に審議をお願いいたします指定管理者の指定についての議案に伴うものです。平成28年度から5年間、平成32年度まで啓発宿泊研修施設わくわく体験館指定管理に伴います指定管理料について限度額252,080,000円の債務負担行為の追加をお願いするものです。2つ目は、現在も3年契約で可茂聖苑火葬等の業務委託を行っていますが、今年度末で契約期間が終了するので、新しい火葬場が完成するまでの平成28年度から平成30年度までの3年間、火葬等の業務委託の受託業者を公募型のプロポーザルで年明けに決定する予定にしております。その3年間の委託料について限度額99,411,000円の債務負担行為の追加をお願いするものです。以上でございます、ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(大沢 まり子 君)

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長(大沢 まり子 君)

質疑なしと認めます。

これより、議案第4号「平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号「平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定いたしました。

【議案第5号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第9 議案第5号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書3ページをお願いいたします。「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について」でございます。この条例は、新火葬場整備運営事業に係る契約の相手方の選定等に当たり、組合の附属機関を設置するために制定するものでございます。条例の内容についてご説明します。まず第1条でございます。競争性、公平性及び透明性を確保し事業者を選定するために、地方自治法第138条の4第3

項の規定による附属機関として新火葬場整備運営事業者選定委員会を設置するもの
でございます。第2条は、所掌事務でございますが、第1項で選定委員会は、新火葬場整
備運営事業者の選定に関し、管理者の諮問に応じ、「民間資金等の活用による公共施設
等の整備等の促進に関する法律」の規定に基づく事項などを調査審議するとして、記載
のとおり6項目について規定しております。第2項は、事業者の選定方式が総合評価一
般競争入札方式を採用する場合は、地方自治法施行令で落札者決定基準を定めようとす
るときは学識経験者の意見を聞くこととしている手続きを選定委員会での調査審議で
兼ねることを規定しています。次に第3条、組織でございます。選定委員会は、委員5
人以内をもって組織するとしました。委員は、必要な学識経験を有する者から管理者が
委嘱又は任命します。任期は、事業者の選定が終了するまでの日としております。第4
条で委員会の委員長について規定しております。第5条では委員会の会議について、手
続きなどを規定しています。第6条では必要に応じて関係者に会議に出席してもらい意
見を聞くことができることとしております。第7条は、公正かつ公平に審議を行う等、
委員の責務について規定しております。第8条は委員及び会議に出席した者の守秘義務
について規定しております。第9条は庶務担当について、第10条は委任事項について
それぞれ規定しております。なお、施行日は、公布の日からとしています。以上でござ
います、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

○議員（桜井 真茂 君）

10番〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

10番「桜井 真茂 君」。

○議員（桜井 真茂 君）

3条における委員会の委員でございますが、この内の学識経験者等ということがございます。環境に関しては、おそらく何処かの教授さんだったりそういった方が学識経験者かと思いますが、事例を挙げて、どのような方が学識経験者なのかということをお述べていただきたいと思います。

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」

○事務局長（山本 和美 君）

今回お願いする予定にしております委員さんは、外部の委員さんを3名お願いする予定です。建築の関係と、土木の関係と、それからいわゆるPFI法、PFIの専門の方。それぞれ大学の教授クラスの方をお願いする予定にしております。あとの2名につきましては、構成市町村の中から、可児市と美濃加茂市の部長クラスの方をお願い出来たらと考えております。

○議員（桜井 真茂 君）

ありがとうございます。

○議長（大沢 まり子 君）

他に質疑ございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第5号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号「可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

【議案第6号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第10 議案第6号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書6ページをご覧ください。可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案第5号で議決していただきました条例によりまして、組合の附属機関が設置されることになり、選定委員会委員の皆さんは、非常勤の特別職職員という位置づけになります。その報酬について必要事項を規定する必要があるため条例の一部改正をお願いするものでございます。7ページをお願いいたします。まず、第3条ですが、報酬の重複支給禁止の条項です。改正前は、特別職を兼ねる関係市町村の組長のみに支給しないという規

定でした。今回の選定委員会の委員には関係市町村の部長も、先程もご答弁させていただきましたが、委員になっていただくことを考えておりますので、組合を組織する市町村の一般職職員と常勤の特別職職員、それから将来的なことも考えまして、あわせて組合の一般職職員についても支給しないこととさせていただきます。次に別表です。付属機関の委員その他の構成員についての報酬の額を月額 16,000 円を上限として規則で定める額とさせていただきます。あわせて、費用弁償についても 7 級の職務にある者に支給する旅費と同様にさせていただきます。施行日は、公布の日からとさせていただきます。議案第 5 号の選定委員会設置条例と同じ日を考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第 6 号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 6 号「可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

【議案第7号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第11 議案第7号「指定管理者の指定について」を議題といたします。
ただいま議題となっております案件につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当者の方は除斥の対象となっております。よって、3番「高木 伸二 君」の退場を求めますので、よろしく申し上げます。

（高木 伸二 議員 退席）

○議長（大沢 まり子 君）

それでは、朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書の一番裏側でございますが、8ページをお願いします。指定管理者の指定についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。指定管理者を指定する施設は、「啓発宿泊研修施設わくわく体験館」です。指定管理者の名称等は、一般財団法人 可児市公共施設振興公社 理事長 高木伸二さん 指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間でございます。今回、指定管理者の選定方法につきまして検討した結果、現在も指定管理者をお願いしている公共施設振興公社が、特命指定の条件である「わくわく体験館の設置及び管理に関する条例施行規則」第2条第2項第1号「研修館の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき」。及び第3

号「関係市町村が出資している法人、公共団体又は公共的団体の設立の経緯や目的等から判断し、研修館の管理運営を行わせることが望ましいと認められるとき。」に該当すると判断できること、かつ現在の指定管理状況も良好であることから、公募選定によらず特命指定で指定管理者候補者といたしました。これを受けまして、去る11月に外部委員さん3人を含めました指定管理者選定委員会を開催して、公共施設振興公社の次回指定管理に係る提案書とプレゼンテーションについて審査していただいた結果、委員全体の平均点数が83.8点となり、標準点60点を超えたことから、指定管理者の候補者として適当な団体と認めていただきました。当組合といたしましては、この結果を踏まえまして、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第7号「指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号「指定管理者の指定について」は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、「高木 伸二 君」の着席を求めます。

(高木 伸二 議員 着席)

【議了宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申しあげました案件について、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

廃棄物の安全かつ適正な処理を目指して、今後とも、地元のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと存じます。

また、ただ今議決いただきました、わくわく体験館につきましては、ガラス工芸等、大変好評でございますが、まだまだ周知が行き届いておりません。今後も周知をいたしますが、是非、各市町村さんにもPRをお願いしたいと思います。また、この後熔融スラグの利用について一言申しますが、これも、安全性に問題があるかないかということで、利用が進んでいないということもありますから、この度認定を受けましたので、安全性・品質問題ないということになりました。これも出来るだけ再利用いただいて最終処分場の延命を図り、ひいては構成市町村の負担を少なくしていきたいと思っております。今後とも、熔融スラグの再利用については、ご配慮賜りたいと思っております。

以上、皆様方の一層のご支援、ご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【閉会宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

これをもちまして、平成 27 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会】 午後 4 時 1 分